

資料2

国立研究開発法人森林研究・整備機構 第6期中長期目標（案）

令和 年 月 日

農 林 水 産 省

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 政策体系における森林研究・整備機構の位置付け及び同機構を取り巻く状況

(1) 法人の位置付け及び役割

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林機構」という。）は、120年にわたる試験研究の蓄積を有する、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、豊富な実績に基づく森林整備に係る知見や技術を有し、水源涵養上重要であるものの土地所有者の自助努力では適正な森林整備が見込めない土地において長期の分収林契約等の仕組みにより水源林の造成・管理を行う実施機関であり、さらに、火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険を運営する実施機関としての機能も併せ持つ独立行政法人である。

森林機構は、これらの異なる性質の事務・事業を包括する「研究開発法人」として、森林及び林業に関する試験研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資すること及び森林保険を効率的かつ効果的に行うことを目的とし（国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）（以下「機構法」という。）第3条）、その使命・役割を果たすため、①森林及び林業に関する試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習、②林木の優良な種苗の生産及び配布、③水源を涵養するための森林の造成、④森林保険等の業務を行うことと位置付けられている（機構法第13条）。

(2) 法人のこれまでの取組

森林機構の前身である国立研究開発法人森林総合研究所は、明治38（1905）年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、森林及び林業に関する総合的な研究等を通じ森林の保続培養を図り、林業技術の向上への寄与を目的に独立行政法人として、平成13（2001）年4月に設立された。その後、平成19（2007）年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を実施する我が国唯一の中核的な試験研究機関となった。また、平成20（2008）年4月に独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等を附則業務として承継し、平成27（2015）年4月には森林保険業務が政府から移管され、平成29（2017）年4月からは、水源林造成事業等を本則化するとともに「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改称し、新たなスタートを切ることになり、我が国の森林の有する公益的機能の発揮や林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に貢献してきた。

第5期中長期目標期間においては、研究開発業務の①環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発、②森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興

1 に資する研究開発、③多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種
2 の3つの重点課題及び、水源林造成業務、森林保険業務等を一定の事業等のまとまり
3 として効率的なマネジメントを行いつつ、業務の総合的・効果的な実施に取り組んで
4 きた。

5 研究開発業務においては、課題の重点化や戦略的に研究を推進する拠点を設けるな
6 ど効率的・効果的に取り組み、①環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研
7 究開発では、国家インベントリ報告書の算定方法改定や気候変動に関する政府間パネ
8 ル（IPCC）の活動、放射性セシウムに関する研究による原子力災害被災地域における
9 森林・林業の再生や国際森林研究機関連合（IUFRO）への貢献など地球規模での課題解
10 決に向け科学的エビデンスを提供したほか、②森林資源の活用による循環型社会の実
11 現と山村振興に資する研究開発では、産業界など幅広い関係機関と緊密に連携しなが
12 ら、化石資源の代替として期待される高機能樹脂原料 2-ピロン-4,6-ジカルボン酸を
13 既報世界最高レベルの高収率で安定的に生産する技術開発や数々の木質系新素材の開
14 発、世界初となる「木の酒」製造技術など従来の森林・林業・木材産業の枠を超えた
15 新たな価値の創出及び社会実装を促進させ、③多様な森林の造成・保全と持続的資源
16 利用に貢献する林木育種では、国の重要施策に応じエリートツリー（特定母樹）由来
17 の少花粉スギ品種を開発、加えて原種苗木増産技術を開発し、技術指導により特定母
18 樹の原種苗木の配布割合を飛躍的に増加させた。

19 水源林造成業務においては、流域保全の観点から、水源涵養機能等の強化を図る重
20 要性が高い流域内に限定し、森林造成を計画的に行うとともに、既契約地周辺の森林
21 整備を推進した。また、無人航空機（UAV）によるレーザ計測など新しい技術の積極的
22 な活用による現場実装、新たな販売手法の導入による木材供給円滑化の推進、シカ害
23 防除マニュアルやモデル育成複層林の活用による地域への実践的な技術普及等に貢献
24 した。

25 森林保険業務においては、保険契約者や業務委託先の手続を含む事務の簡素化・効
26 率化、無人航空機（UAV）を活用した損害調査による保険金支払いの迅速化、災害リス
27 クの高いI 齢級等に重点を置いた加入促進活動に精力的に取り組んだ。

28 さらに、水源林造成業務を通じた特定苗木等の社会実装や、生物多様性保全へのニ
29 ーズの高まりに対応した保持林業の現地実証、研究開発業務と森林保険業務のプロジ
30 ェクトによる森林災害に係るリスク評価など、研究開発業務、水源林造成業務、森林
31 保険業務の連携により、機構全体として、森林資源の循環利用に向けた林業の成長産
32 業化及び森林の公益的機能の発揮、山村の活性化（地方創生）、花粉発生源対策等、
33 国の重要な政策や社会的ニーズに貢献してきた。

34 また、期間中に発生した甚大な災害においては、異なる業務を包括する法人として
35 の強みを活かし、発生時の被害状況の調査やエビデンスに基づく情報発信、被災森林
36 の早期復旧等に貢献したほか、災害予防、気象害等に対するセーフティネットとして
37 の森林保険など、各業務が有する能力を機動的に投じ、研究開発業務、水源林造成業
38 務、森林保険業務という異なるアプローチで有機的に業務を遂行し、法人としての使
39 命を果たした。

1 (3) 法人を取り巻く環境

2 我が国の森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温
3 暖化の防止、生物多様性の保全、林産物の供給等の多面的機能を有しており、国民生
4 活の安定向上と国民経済の健全な発展に大きな役割を果たしている。また、森林は、
5 我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経
6 済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって永続的
7 に享受するには、これを適正に整備し、保全することが重要である。

8 森林・林業の動向をみると、我が国の森林面積のうち人工林の6割が利用期であり、
9 7年後には8割が利用期を迎える見込みである。国産材供給量は着実に増加し、8割
10 が主伐材となっている。木材産業・需要の動向を見ると、令和3(2021)年の世界的
11 な木材需要の高まりや国際的な物流におけるコンテナ不足により輸入木材が不足し、
12 国産材への代替需要が高まった。建築用材等の木材自給率は年々増加し、令和5(2023)
13 年には5割を超えた。また、CLTや耐火部材等の構造部材や高付加価値な内装材等の
14 技術開発により、中高層建築物や非住宅分野、リフォーム等での木材利用が進展をみ
15 せている。

16 また、山村では全国に先行して人口減少や高齢化が進行し、集落が無人化すること
17 により森林・林地の放置の増加が課題となっている一方、自然豊かな山村への関心は
18 高く、ウェルビーイングなど都市住民の潜在的ニーズに対応した森林空間利用等、従
19 来の林産物供給サービスにとどまらない新たな価値創出の動きもみられる。

20 近年、気候変動により災害が激甚化・頻発化する中、国土保全機能への高い期待が
21 寄せられており、森林の土砂流出防止機能・洪水緩和機能の維持・向上など引き続き
22 国土強靱化を推進することが重要である。「パリ協定」や「昆明・モンテリオール生
23 物多様性枠組」の採択等により、地球温暖化防止や生物多様性保全への社会的関心が
24 高まるなか、令和7(2025)年2月に改定された「地球温暖化対策計画」では、2040
25 年度の温室効果ガス削減目標として2013年度総排出量比73%、森林吸収量について
26 は同比5.1%を確保することとしており、中長期的な森林吸収量の確保や2050年ネッ
27 ト・ゼロの実現に向けた対策の推進も重要となっている。また、令和5(2023)年3
28 月に改定した「農林水産省生物多様性戦略」においても森林の整備・保全を通じた生
29 物多様性の保全や生物多様性に配慮した林業と国内森林資源の活用を推進することと
30 しているなど、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることが求めら
31 れている。

32 持続的な経営から生産される木材が社会から求められている中、川上側では確実な
33 再生林や生物多様性・林地保全に配慮した森林整備、川中側では木材の価値を最大化
34 する流通・加工、川下側では国産材の需要拡大の取組を進め、森林資源の循環利用を
35 推進することが必要である。

36 林業従事者は現在4.4万人で、特に育林従事者の減少が著しい一方、若年者率や女
37 性の割合は横ばいで推移している。

38 林業労働災害発生件数は年間1千件を超え、近年は横ばいで推移しているものの、
39 依然として厳しい状況にある。木材加工工場においても人材不足の事業者が7割を超
40 えるなど、人材の確保、省力化が課題である。労働安全を確保するとともに、遠隔操

1 作・自動運転技術やデジタル技術の開発・実装が求められている。

2 林野庁では、これらの森林・林業・木材産業をとりまく環境を踏まえ、森林の有す
3 る多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法（昭和 39
4 年法律第 161 号）が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全
5 な発展を図るため、政府が定める「森林・林業基本計画」について、これらの森林及
6 び林業をめぐる情勢の変化等を勘案し、令和 8（2026）年 6 月を目処に変更するた
7 めの検討を進めているところである。

8 森林機構は、国の政策や社会的要請に応じ、森林・林業基本計画が目指す我が国の
9 森林・林業・木材産業の姿の実現に向けた課題解決に資する研究開発と森林の整備や
10 保険を通じ、我が国の森林の有する公益的機能の発揮や林業・木材産業の持続的かつ
11 健全な発展、豊かで多様な森林の恵みを活かした循環型社会の形成や人類の持続可能
12 な発展に貢献することが重要である。

13 また、令和 6（2024）年 3 月 29 日関係府省申合せ「国立研究開発法人の機能強化に
14 向けた取組について」が策定され、各法人の実情等に応じて機能強化に向けた取組を
15 進め、中長期目標・中長期計画にこれらの申合せを反映させることとされたところ
16 である。

17 森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研
18 究機関であるとともに、水源林造成、森林保険という性質の異なる 3 つの業務を包括
19 する森林機構が、社会課題の解決に向け法人全体としての能力を最大限発揮するため
20 には、様々な専門性を有する者が有機的に繋がり業務を遂行でき、また、研究開発、
21 水源林造成、森林保険という異なるアプローチで法人としての使命を果たしていくこ
22 とができるという法人の強みをよりいっそう強固なものとし、その責務を果たしてい
23 く必要がある。このため、本部機能の強化や管理業務の集約化に向けた検討及び条件
24 整備を進めるなど機能強化を図ることが重要である。

25 26 **2 第 6 期中長期目標における森林機構の取組方針**

27 令和 8 年度から始まる新たな中長期目標期間においては、森林・林業基本法、森林
28 ・林業基本計画等が目指す政策の方向を踏まえ、森林・林業・木材産業と林木育種分
29 野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成、
30 森林保険という性質の異なる 3 つの業務を包括する森林機構として、「1 の（3）法
31 人を取り巻く環境」に記載する情勢の変化等を勘案し、国や地方公共団体、他の独立
32 行政法人、産業界など幅広い関係機関と緊密に連携しながら、業務を総合的・効果的
33 に実施し、国の政策上の課題解決や社会的要請等に積極的に貢献していくことを通じ
34 て法人の使命・役割を果たすため、「第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の
35 質の向上に関する事項」について特に重視して業務を行い、評価及び必要な改善を着
36 実に行う。

37 38 **第 2 中長期目標の期間**

39 森林機構の中長期目標の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和〇年 3 月 31 日までの
40 〇年間とする。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

森林機構は、法人の位置付け及び役割を果たすため、1 研究開発業務の各重点課題、2 水源林造成業務、3 森林保険業務、4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

1 研究開発業務

研究開発業務については、森林・林業・木材産業及び林木育種に関する研究開発を総合的、網羅的に推進しつつ、国土の保全、地球温暖化防止、生物多様性保全等の森林の有する多面的機能の高度発揮や、林業・木材産業の持続的発展等、国の政策や社会ニーズを的確にとらえ、重点課題を設定のうえ実施する。

また、森林・林業・木材産業におけるデジタルトランスフォーメーション推進に貢献するため、重点課題の下に設定する戦略課題において、林業作業の自動化・安全対策、木材製品の品質・性能の高度化、林木育種の高度化等、AI やビッグデータの活用を進める。

我が国の森林は多様な気候帯に属し、様々な樹種・樹齢の樹木により構成され、時間の経過とともにその状態が変化（遷移）していくため、森林・林業に関する試験研究や技術開発には長期にわたるデータの蓄積や豊富な実績を必要とする特殊性がある。このことを踏まえ、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な基礎研究や継続性が重視される基盤的研究、林木育種基盤の充実等についても、適切なマネジメントの下、着実に推進する。

研究開発の推進に当たっては、その成果を最大化し、得られた成果の速やかな社会還元、橋渡しを図られるよう、以下の取組を強化する。

(1) 研究開発成果の最大化のための連携の推進

イノベーションの創出に寄与するため、引き続き、産学官連携の研究開発プラットフォームの活動など、産学官及び異分野との連携を推進する。この際、必要に応じて、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

また、地域のニーズや課題に対応するため、各地域の諸会議や森林機構が有するネットワーク等を活用し、必要な研究・技術情報について、支所・育種場等を地域の拠点として大学や試験研究機関等との連携を推進する。

一方、国際的な課題の解決に向けては、地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化等の国際的な課題に対応するため、森林・林業基本計画等の政策の実現に向けて、森林の公益的機能の維持増進等に資するという法人の使命を踏まえ、他の国立研究開発法人との協力関係を強化し、各法人が有する技術シーズや研究資源の相互活用を図り、役割分担を明確にした上で国内外の研究機関、国際機関等との連携を推進する。

1 (2) 研究開発成果の社会還元と知的財産等の管理・活用

2 研究開発で得られた成果や科学的知見等については、学術論文等による公表はもと
3 より、森林・林業・木材産業や行政施策に活用され、新たな木材需要の創出や森林整備
4 ・保全の低コスト化等に向けた社会実装を促進するよう、産業界等に向けた広報、
5 国内外の規格や標準化への寄与、人材育成の支援、行政への提供、災害時の緊急対策
6 への協力等を通じて、社会への還元と橋渡しを図る。

7 加えて、国内外の情勢変化や科学技術・イノベーションを巡る動向等を踏まえ、特
8 許など知的財産に関する戦略を明確化し、そのマネジメントを推進する。また、研究
9 開発成果のオープンサイエンス化に向け、研究データの適切な公開・提供を推進する。

10 (3) 研究開発の重点課題

11 研究開発を着実かつ効率的に実施できるよう以下の3つの重点課題と、その下に8
12 つの戦略課題を設定し、理事長のリーダーシップの下で、支所、育種場等も含めた全
13 国ネットワークを活用して、総合的な研究開発を推進する。

14 重点課題

15 (A) 環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

16 (B) 林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発

17 (C) 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

18
19
20
21 研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等
22 の意見も踏まえ、法人自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗
23 状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。

24 (A) 環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

25 令和6(2024)年には世界平均気温が観測史上最高を記録し、気候変動の深刻化
26 が「地球沸騰化」とも表現されるようになった。これに伴い、極端な気象現象による
27 災害が激甚化している。さらに、令和6(2024)年の能登半島地震や令和7(2025)
28 年の大船渡市における林野火災など、災害の様態が変化し、自然災害に起因する森
29 林被害も顕著になっている。

30
31 こうした様々な問題に対して、適切な対応を講じる必要性がますます高まってい
32 る。中でも、陸地の多くの面積を占める森林は、温室効果ガスの吸収による地球温
33 暖化の緩和策や、気候変動に対する対策(適応策)が期待されている。

34 また、令和4(2022)年に昆明・モンテリオール生物多様性枠組が採択され、2030
35 年までに、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行
36 動を取るとの目標が掲げられた。我が国においても2030年のネイチャーポジティ
37 ブを目指す生物多様性国家戦略2023-2030が閣議決定され、森林・林業分野におけ
38 る取組として森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全や、生物多様性に配慮し
39 た林業と国内森林資源の活用による貢献が位置付けられた。

40 さらに、東日本大震災からおよそ15年が経過したものの、特に帰還困難区域など

1 の原子力災害の影響を受けた森林・林業の再生に向けた取組が引き続き重要となっ
2 ている。

3 このため、以下の2つの戦略課題を設定し、森林の多面的機能を物理化学的側面
4 と生物多様性の側面から高度に発揮させることで、森林を活用した国内外の環境変
5 動問題の解決に資する研究開発を推進する。

6 【重要度：高】 【困難度：高】は、下記A 1、A 2記載のとおり。

7 8 **A 1 森林の環境保全・調整機能の強化に向けた研究開発**

9 森林の有する多面的機能に対し高い期待が寄せられる中、安全・安心な社会の
10 構築に資する、環境変動要因に対する森林機能の評価やリスク軽減技術を開発す
11 る。

12 森林における気候変動の実態把握を進め、森林の長期的変化が植生や温室効果
13 ガス動態へ及ぼす影響を解明することで、生産量や炭素蓄積量の評価と将来リス
14 ク予測技術を高度化し、ネット・ゼロに向け吸収源機能を強化する手法を開発す
15 る。

16 また、環境変動や森林施業が水源涵養や水質浄化などの森林の多面的機能に及
17 ぼす影響を評価・予測する技術を開発する。

18 さらに、原子力災害の影響を受けた地域の森林・林業の再生に向け放射性物質
19 の動態と濃度の予測技術を開発する【重要度：高】。

20 加えて、極端な気象現象や自然災害に対応するため、災害メカニズム等を解明
21 し、災害対応技術及びリスク軽減技術を高度化する。

22
23 【重要度：高】：「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災から
24 の復興の基本方針」の変更について（令和7年6月20日閣議決定）」に位置付
25 けられている放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性
26 物質を含む土壌の流出を防ぐための森林整備の実施に必要な放射性物質対策
27 等、国の重要政策である福島等の森林・林業・木材産業の再生に貢献する課題
28 であり極めて重要度が高い。

29 30 **A 2 森林の生物多様性の評価と保全に向けた研究開発**

31 森林植物の遺伝情報や長期モニタリングデータ等の基盤データやデジタル技
32 術を活用して森林の生物多様性の評価手法を開発し、保全策を高度化する。

33 また、環境変動による森林生物及び生物多様性への影響を解明し、環境変動の
34 影響を軽減する森林管理手法を開発する。

35 さらに、人獣共通感染症の感染リスクや新たな侵略的外来種の侵入リスクを評
36 価し、侵入初期における分布拡大抑制のための対応手法を開発する【困難度：高】。

37
38 【困難度：高】：侵略的外来種の侵入初期は分布情報が不十分かつ偏りがある
39 ため、これらの問題を考慮した解析に基づく対応手法の開発が必要であり、困
40 難度が高い。

1 2 (B) 林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発

3 我が国の人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を持続的
4 に利用するため、林業・木材産業の人材不足に対応した効率的な木材生産や、木材
5 及び特用林産物のさらなる付加価値向上のための技術開発を進める必要がある。

6 一方、急激な気候変動が森林を取り巻く環境の変化をもたらす中、環境負荷低減
7 にも資する新たな視点での病虫獣害対策や花粉症対策、ネット・ゼロの達成に貢献
8 する木質バイオマス利活用の推進などに取り組む必要がある。

9 令和3(2021)年10月には脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等におけ
10 る木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)が施行され、法の対象
11 が公共建築物から建築物一般へ拡大され、より一層の木材利用の促進が求められて
12 いる。

13 厳しい地形条件などに起因する労働生産性の低さや労働災害発生率の高さとい
14 った林業特有の課題を克服し、林業の成長産業化や、木質系新素材等従来の木材産
15 業の枠を越えた新たな価値の創出を図るため、令和4(2022)年7月に林業イノベ
16 ーション現場実装推進プログラムがアップデートされた。

17 このため、以下の4つの戦略課題を設定し、我が国の森林資源を最大限に活用し
18 た持続的な林業・木材産業の実現、山村地域の活性化及び国民生活の向上に貢献す
19 る研究開発を行う。

20 【重要度：高】【困難度：高】は、下記B1、B2、B3、B4記載のとおり。

21 22 B1 森林資源の持続的利用と山村の活性化のための研究開発

23 人口減少や国内木材需要の縮小等が山村地域、林業経営等に与える影響を解明
24 する等の人文・社会科学研究を推進する。

25 また、持続的な木材生産が可能な林業適地の選定技術を開発する【重要度：高】。

26 あわせて、造林コストの低減技術を高度化するとともに、多面的機能の発揮に
27 向けた針広混交林への誘導指針を提示する。

28 加えて、AI・ロボット技術の活用等によって林業作業の自動化・安全対策技術
29 を高度化する【困難度：高】。

30 さらに、収穫試験地のモニタリングの実施により、森林の長期的な成長特性を
31 解明する。また、持続的な森林資源管理のための森林情報技術を高度化するとと
32 もに、森林空間利用が人々のウェルビーイングにもたらす効果の解明を進め、多
33 様な森林空間利用の拡大に貢献する研究を推進する。

34
35 【重要度：高】：人工林の6割が51年生以上の利用期を迎え、7年後には8割が
36 利用期を迎えようとしている反面、育林従事者が減少している現状等において、
37 森林資源の循環利用の推進の鍵となる林業適地への再造林実施に貢献する、持続
38 的な木材生産が可能な林業適地を選定する技術を開発することは、森林・林業基
39 本法の基本理念である森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全
40 な発展の実現に向け、極めて重要度が高い。

1 【困難度：高】：作業環境の多様性が高く、また通信環境が脆弱な林業現場にお
2 いてAI・ロボット技術の活用は困難度が高い。
3

4 B 2 森林病虫獣害防除技術と森林微生物資源の高度利用技術に資する研究開発

5 外来種を含む森林病虫害や獣害に対応するため、生物資源や生物特性に基づく
6 管理手法等を開発する。

7 また、スギ・ヒノキの木材輸出拡大に向けて、病虫害の木材への混入リスクを
8 とりまとめ、国外逸出のリスク緩和手法を開発する【困難度：高】。

9 さらに、山村地域の活性化と国民生活の質向上を目指し、特用林産物の生産を
10 振興するため、食用きのこ類等の森林微生物資源の高度利用技術を開発する。

11 加えて、国民病ともいわれ社会問題化している花粉症の対策として、花粉飛散
12 防止技術の開発を進める【困難度：高】。
13

14 【困難度：高】：日本固有種であるスギ・ヒノキの輸出に係る病虫害対策等につ
15 いては、安全性の高い収穫時期の特定や熱処理の効果の評価といった国際基準等
16 への適合に新たに対応する必要があり、困難度が高い。

17 【困難度：高】：花粉飛散防止技術の開発については、実験室・圃場レベルで効
18 果が実証された技術の現場実証も行う必要があり、技術開発の難しさ、社会的コ
19 スト、環境安全性の検証といった複数のハードルがあるため困難度が高い。
20

21 B 3 木材の高度利用に向けた研究開発

22 AI等を活用し、木質特性の非破壊評価技術を高度化する【重要度：高】。加え
23 て、生育環境等と木質特性の関係性を解明し、効率的な木材選別・加工技術を開
24 発する。

25 また、非住宅・中大規模建築物等への利用拡大に向けた超厚合板等の新たな木
26 質材料の社会実装に向けた研究開発を推進する【困難度：高】。加えて、デジタ
27 ル技術等の応用により、木材・木質材料や木質構造の性能評価や維持管理技術の
28 高度化を図る。

29 さらに、耐久性等の性能付与や環境性能評価等による木材・木質材料の付加価
30 値向上に資する研究開発を行う。
31

32 【重要度：高】：多くの木材加工工場が供給力強化や生産性向上の課題に直面す
33 る中、品質・性能の確かな木材製品の生産性向上につながるAI等を活用した非破
34 壊評価技術の高度化は、国産材製品の安定供給等に向けた課題の解決に貢献し、
35 森林資源の循環利用に資するものであり、極めて重要度が高い。

36 【困難度：高】：非住宅・中大規模建築物等への木材利活用拡大のための新たな
37 木質材料の社会実装に向けた開発は、大空間を安定的に支えるための強度性能や
38 高い耐火性能を確保する必要があり、極めて困難度が高い。
39

40 B 4 木質バイオマスを持続的・総合的に利用するための研究開発

1 地域での小規模利用に必要な木質バイオマス燃料の高品質化、高収量生産及び
2 低コスト化並びに安定的なエネルギー生産に必要な技術を開発する【困難度：
3 高】。

4 また、木部に加え枝葉や樹皮などを含む未利用・低質な木質バイオマスを原料
5 とした木材の総合的なマテリアル利用技術やバイオエコノミーに即した手法に
6 よる利用技術を開発するとともに、木質系新素材の産業利用に向けた製造技術を開
7 発する【困難度：高】。

8 さらに、地域木材資源の食品としての利用可能性を見据え、高付加価値につな
9 がる「木の酒」の生産に必要な技術を開発する【困難度：高】。

10
11 【困難度：高】：燃料品質の均一化、早生樹等の選定・栽培技術の確立、低コス
12 ト化などの多くの課題が残されており、困難度が高い。

13 【困難度：高】：未利用・低質なバイオマスは、木部とは異なる不均質性がある
14 ため、また経済性を考慮したバイオエコノミーによる新素材開発や木質系新素材
15 の産業利用に向けた開発は未開拓であるため困難度が高い。

16 【困難度：高】：木の酒を産業として成り立たせるためには、セルロースからの
17 アルコール生産コストに見合う商品価値を付加することが必要であるが、木の酒
18 の製造技術そのものが未開拓分野であり、高付加価値化するための技術開発はさ
19 らに困難度が高い。

20 21 (C) 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

22 我が国の森林資源の現状を見ると令和4(2022)年の時点で人工林の6割が51年
23 生以上の利用期を迎えており、令和14(2032)年には人工林の8割が利用期を迎え
24 る見込みである。今後、主伐が全国に広がる可能性が高まる中、森林の有する多
25 面的機能の維持・増進及び林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に向け、国の政策
26 や地域の課題等に応じ、林木育種の分野から迅速に貢献する重要性が一層高まって
27 いる。

28 第6期中長期目標期間においては、特に、花粉発生源対策、地球温暖化対策、生
29 物多様性保全、再造林の省力化等重要な国の政策や、地域の課題等の解決に迅速に
30 対応するため、以下の2つの戦略課題を設定し、林木育種基盤の充実、育種技術の
31 高度化、優良品種の開発、原種苗木の生産・普及及びそれに伴う技術指導をはじめ
32 とする林木育種を推進する。

33 【重要度：高】は、下記C1、C2記載のとおり。

34 35 C1 林木育種基盤の充実と形質評価技術の高度化

36 森林の有する多面的機能の発揮や林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に貢
37 献し、地球温暖化対策、生物多様性保全等国の重要な政策や社会的要請に迅速に
38 対応するため、希少な遺伝資源や多様な遺伝的変異を持つ林木遺伝資源を収集す
39 るとともに、ゲノム情報の拡充やエリートツリーの開発を進めるなど、林木育種
40 基盤のさらなる充実を図る【重要度：高】。

1 また、AIを含むデジタル技術の活用によるスマート育種技術の導入や、バイオ
2 テクノロジーを活用した育種技術の開発を進め、育種技術の高度化を図る。

3
4 【重要度：高】：希少な遺伝資源や多様な遺伝的変異を持つ素材を確保し、林木
5 育種基盤の充実を図ることは、森林の有する多面的機能の発揮や林業・木材産業
6 の持続的かつ健全な発展、国の重要な政策や社会的要請に対し、将来にわたり林
7 木育種分野から迅速に貢献するうえで根幹をなすものであり、極めて重要度が高い。
8

9 10 C 2 優良品種等の開発・普及及び技術指導

11 花粉発生源対策、気候変動適応、再生林の省力化等、国の重要な政策や地域の
12 課題に応える優良品種を開発するとともに、第5期に引き続き特定母樹の拡充を
13 進める【重要度：高】。

14 また、これらの優良品種や特定母樹を早期に普及させるため、都道府県等の要
15 望に応じ原種を計画的に配布する【重要度：高】。

16 さらに、より高品質な林業用種苗生産に必要な都道府県採種穂園の改良等に貢
17 献する特定母樹等の特性表の作成・公表、採種穂園の造成や林木育種等に関する
18 技術指導及び海外からの研修・指導依頼等に対応する。

19
20 【重要度：高】：今後、主伐・再生林が全国に広がることが予測されるなか、優
21 良な品種の開発や特定母樹の拡充を進め、特定母樹等都道府県の採種穂園の造成
22 や改良に必要な不可欠な原種を都道府県等の要望に応じ確実に配布することは、森
23 林資源の循環利用の推進の鍵となる林業適地への再生林実施において、花粉発生源
24 対策、気候変動適応、再生林の省力化等、国の重要な政策や地域の課題に直接
25 的に貢献するものであり、極めて重要度が高い。

26 27 2 水源林造成業務

28 水源林造成業務については、激甚化・頻発化する自然災害を背景にした流域保全等
29 における役割への期待の高まりを踏まえ、森林整備の公的实施主体の一つとして、森
30 林所有者、造林者及び市町村等との連携強化を図りつつ、以下のことに取り組む。

31 32 (1) 森林の有する公益的機能の持続的な発揮に向けた森林整備

33 流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、流域治水と
34 の連携も図りながら、水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整
35 備を行う。

36 具体的には、新規契約については、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散す
37 る施業方法に限定しつつ、広葉樹等の現地植生を活かした針広混交林を造成すると
38 ともに、既契約地等についても長伐期化を進めつつ、面的複層林化を進めるなど、
39 多様な森林の整備を進める。また、既契約地周辺の森林の整備にも一層取り組む。

1 (2) 効率的・効果的な事業の実施

2 水源林造成業務の実施に当たっては、森林・林業を取り巻く環境変化に対応し、
3 効率的・効果的に事業を行う観点から、造林作業の省力化や生物多様性保全に配慮
4 した森林施業、花粉の少ない苗木の活用等による花粉発生源対策など、森林整備技
5 術の一層の高度化を図るとともに、一般管理費の節減等に最大限努め、必要な森林
6 整備を確実に進める。

7 また、利用期を迎える造林地が増加する中、地球温暖化防止や林業・木材産業の
8 成長産業化等に資する観点から、需給動向を踏まえつつ、森林資源の循環利用の推
9 進を図る。

10
11 (3) 地域への貢献

12 森林整備に関する技術や知見について、地域の林業関係者等への普及に取り組むと
13 ともに、自然災害発生時には復旧への協力を行うなど、地域への貢献に取り組む。

14
15 **3 森林保険業務**

16 森林保険業務については、林業経営の安定と被災後の再造林の促進を通じて持続的
17 な林業経営と森林資源の循環利用の確立に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的
18 機能の維持増進に貢献するため、森林保険業務の効率的・効果的な実施を図るととも
19 に、被保険者へのサービス向上及び制度の普及と加入促進を一層強化し、森林保険の
20 安定的かつ健全な運営の推進に向け、以下のことに取り組む。

21
22 (1) 被保険者へのサービス向上

23 森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②業
24 務委託先を含めた業務実施体制の強化を図るとともに、デジタル技術の利活用も行
25 いながら、③各種手続の効率化、④迅速な保険金の支払いのための取組を推進し、
26 被保険者へのサービスの向上を図る。なお、保険金の支払いについては、損害発生
27 通知書を受理してから保険金支払いまでに要する期間の短縮を図る。

28
29 (2) 制度の普及と加入促進

30 森林所有者等に対する森林保険制度の普及のため、多様なメディアや機会の積極
31 的な活用により、森林保険の説明や最新情報等の発信の充実を図る。

32 また、関係諸機関との連携を図りつつ、特に災害リスクの高いI 齢級の加入面積
33 の拡大や第5期中長期目標期間の平均と同等以上の契約継続率の確保に重点を置
34 いた加入促進活動、森林経営計画制度や森林経営管理制度等を通じた持続的な林業
35 経営の確立に資する森林保険への加入促進活動を効果的に実施する。

36 あわせて、加入促進活動を強化するため、森林所有者等との窓口を担う業務委託
37 先を対象に、加入促進業務の更なる能力向上を図る。

38
39 (3) 保険運営の安定性・健全性の確保

40 これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林

1 整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、引受条件の
2 適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に向け取り組む。

3 また、金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、
4 内部ガバナンスの高度化を図ることとし、外部有識者等により構成される統合的
5 なリスク管理のための委員会を開催して、森林保険業務の財務状況やリスク管理
6 状況を専門的に点検する。

8 4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

9 林道の開設又は改良事業及び特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務
10 について、徴収及び償還業務を確実に行う。

12 5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の推進

13 第5期中長期目標期間において法人の強みである業務間の連携を推進し、先端技術
14 の活用によるスマート林業の実証試験、林木育種で開発したエリートツリー等の植栽
15 試験、森林災害に係るリスク評価等に取り組んできた経験を活かし、第6期中長期目
16 標期間においても、社会的ニーズの高い課題解決に向けた相乗効果の発揮を図る。

18 第4 業務運営の効率化に関する事項

19 1 一般管理費等の節減

20 研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び
21 効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比〇%の抑制、
22 業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比〇%の抑制を行うことを目標
23 とする。

24 水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とを合わせた一般管理費（公租公課、
25 事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少
26 なくとも対前年度比〇%の抑制を行うことを目標とする。

27 森林保険業務の一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする
28 経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比〇%の抑制を行うこと
29 を目標とする。

31 2 調達合理化

32 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25
33 日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的
34 な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的
35 に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施
36 する。

38 3 デジタルトランスフォーメーションの推進

39 ITの進展や業務環境の変化、利用者ニーズを捉え、デジタル技術の利活用を促進させ、
40 業務の効率化や質の高いサービスの提供、多様で柔軟な労働環境の整備等、業務

1 の効率化や新たな価値実現につながるデジタルトランスフォーメーション、利活用す
2 る人間の立場に立ったデジタルトランスフォーメーションの推進を図る。

3 あわせて、森林機構が保有する成果やデータのデジタル化、蓄積、活用、適切な管
4 理や公開及び、必要な環境整備を図る。

5 情報システムの整備及び管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的
6 な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ適切に対応する。

7 8 **第5 財務内容の改善に関する事項**

9 「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、
10 当該予算による効率的な運営を行う。

11 **1 研究開発業務**

12 独立行政法人会計基準等を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行
13 う。

14 一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開
15 示する。

16 また、受託研究等の外部研究資金も含めた多様な財源の効果的な活用を図るととも
17 に、受益者負担の適正化、特許実施料の獲得の拡大等により自己収入の確保に努める。
18 特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決
19 定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場
20 合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経
21 費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金
22 の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中
23 長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。

24 25 **2 水源林造成業務**

26 適切な業務運営を行い、長期借入金について〇〇億円を確実に償還する。また、事
27 業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を
28 公表する。

29 30 **3 森林保険業務**

31 森林保険に係る積立金については、外部有識者等により構成される統合的なリスク
32 管理のための委員会において、その規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産
33 大臣に報告する。

34 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存
35 在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそ
36 れがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、
37 ②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから
38 単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であ
39 ること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを
40 目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規

1 模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。また、
2 森林保険業務の安定的な運営のため、第3の3（2）に基づく効果的な加入促進等に
3 取り組み、保険料収入の安定確保を図る。

4 特定中山間保全整備事業等

6 適切な業務運営を行い、長期借入金について〇〇億円を確実に償還する。

5 保有資産の処分

9 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本
10 的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）
11 に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについて
12 は、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

13 特に、成城宿舎（世田谷区）については、売却による国庫納付に向け、関係機関と
14 調整を行う。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

（1）機能強化の推進

19 森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験
20 研究機関であるとともに、水源林造成、森林保険という性質の異なる3つの業務を
21 包括する森林機構が、社会課題の解決に向け法人全体としての能力を最大限発揮す
22 るためには、様々な専門性を有する者が有機的に繋がり業務を遂行でき、また、研
23 究開発、水源林造成、森林保険という異なるアプローチで法人としての使命・役割
24 を果たしていくことができるという法人の強みをよりいっそう強固なものとし、そ
25 の責務を果たしていくことが重要である。このため、本部機能の強化や管理業務の
26 集約化に向けた検討及び条件整備を進めるなど機能強化を図る。

（2）内部統制の充実・強化

29 内部統制については、理事長のリーダーシップの下、より自主的・戦略的な運営
30 や適切なガバナンスの確保を図るとともに、効果的かつ効率的に業務を運営してい
31 けるよう、内部統制システムの有効性を確認しながら、PDCAサイクルが有効に働く
32 マネジメントを適切に行うことが重要である。

33 このため、関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発
34 業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制の更なる充
35 実・強化及び着実な運用を図る。

36 また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的
37 に実施する。

（3）コンプライアンスの推進

40 森林機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や

1 倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。

2 また、コンプライアンス確保のために PDCA サイクルの取組の徹底など必要な取
3 組が十分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催す
4 る。

6 (4) 研究セキュリティ・インテグリティの確保

7 オープンサイエンスに対応し、研究の信頼性と安全性の確保を確実なものとする
8 ため、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和6年3月29日
9 関係府省申合せ）等の政府方針に基づき、整備した規程類を確実に運用するととも
10 に、必要に応じて規程の制定や改定を行い、研究セキュリティ・インテグリティの
11 実効的な取組を推進する。

13 (5) 情報公開の推進

14 公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行
15 政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づ
16 き、適切に情報公開を行う。

17 また、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っ
18 ている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参
19 考とする。

21 (6) 情報セキュリティ対策の強化

22 「サイバーセキュリティ戦略」（令和7年〇月〇日閣議決定）、政府機関等のサ
23 イバーセキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決
24 定）等を踏まえ、法人の情報セキュリティ対策を強化する。また、引き続き個人情
25 報の保護を推進する。

27 (7) 環境対策・安全管理の推進

28 森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って環境目標及び実施計画を作成し、
29 化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う環境への影響に十分な
30 配慮を行うとともに、環境負荷低減のため、エネルギーの有効利用及びリサイクル
31 の促進等に積極的に取り組む。また、「日本の約束草案」（平成27年7月17日地
32 球温暖化対策推進本部決定）及び「日本のNDC（国が決定する貢献）」（令和7年2
33 月18日国連気候変動枠組条約事務局提出）を踏まえ、引き続き温室効果ガスの排出
34 削減に資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設に
35 ついては使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。

36 事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。

37 水源林造成業務及び森林保険業務については、造林者・業務委託先等の労働安全
38 衛生の確保に努める。

2 施設及び設備に関する事項

長期的な視点から必要性・緊急性を考慮しつつ、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。

施設の整備等に当たっては、農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。

3 人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成

業務を効率的かつ効果的に推進するため、必要な人材の確保やキャリアパスを考慮した人材育成、配置に努めるとともに、人材流動性を高める取組、法人全体としての機能強化に資する人材の育成を図る。

特に、研究開発の成果を創出し、イノベーションを継続的に生み出し、その成果を社会実装につなげていくためには、多様で優秀な人材の確保・育成が不可欠であることから、若手、異業種・異分野などの多様な研究者や、研究活動を支える人材等の確保・育成を図る。

このため、職員については、国、民間企業、団体等との交流を図るなどにより、各業務の特性に応じた高度な専門人材や管理能力を有する人材の確保・育成に努めるほか、研究職員については、人材交流の促進等により、大学等との連携を深めるとともに、テニユアトラック型の採用等を推進し、必要な人材を育成しつつ確保を図る。

(2) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとする。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

(3) 役職員の給与水準等

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。

4 ダイバーシティの推進

第5期中長期目標期間に法人内に醸成された機運及び成果が法人の強みとなるよう、第6期中長期目標期間においても取組を緩めることなく、多様な人材活躍促進へ

1 の取組、仕事と生活の調和の促進、多様なキャリア形成等に関する支援、地域社会及
2 び関係機関との連携等、引き続きダイバーシティを推進する。

3

4 **5 広報活動の推進**

5 林業・木材産業の持続的な発展や森林の多面的機能の維持増進の重要性、森林機構
6 の使命・役割に対する幅広い世代の国民の理解の醸成を図るため、多様な広報媒体を
7 効果的に活用した情報発信や専門家の派遣など戦略的な広報活動の展開を推進する。

国立研究開発法人森林研究・整備機構に係る政策体系図

【 政府の方針等 】

森林・林業基本計画

- * 森林研究・整備機構に係る主な内容は次のとおり
1. 森林・林業・木材産業の諸課題の解決に向けた研究、技術の開発及び普及
 2. 公的な関与による森林整備の推進
 3. 林業災害による損失の補填

その他、主な国の施策等

科学技術・イノベーション基本法、農林水産研究イノベーション戦略、国土強靱化基本計画、地球温暖化対策計画、生物多様性国家戦略2023 - 2030等



【 農林水産省の方針 】

森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略

- * 「森林・林業基本計画」に基づき、研究・技術開発における対応方向及び一体的に取り組む事項を明示。
* 森林研究・整備機構は本戦略を実現するための中核的役割を担う。

【 法人の目的 】

1. 森林及び林業に関する試験及び研究
2. 林木の優良な種苗の生産及び配布
3. 水源を涵養するための森林の造成
4. 森林保険業務を効率的かつ効果的に行うこと 等により

森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与、林業の振興、森林の有する公益的機能の維持増進に資する

【 法人の事業 】

研究開発業務

- ・ 環境変動対策の高度化と多面的機能の発揮に向けた研究開発
- ・ 林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発
- ・ 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

水源林造成業務

- ・ 森林の有する公益的機能の持続的な発揮に向けた森林整備
- ・ 効率的・効果的な事業の実施
- ・ 地域への貢献

森林保険業務

- ・ 被保険者へのサービス向上
- ・ 森林保険制度の普及と加入促進
- ・ 保険運営の安定性・健全性の確保

研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携を推進し、法人の強みをより強固なものとし、機能強化を図る

国立研究開発法人森林研究・整備機構（森林機構）の使命等と目標との関係

（目的・使命）

森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務という性質の異なる業務を包括する機関として、森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成、森林保険の効果的な実施を行い、森林の保続培養と林業技術の向上に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資すること。

（現状・課題）

◆ 強み

- ・ 森林・林業・木材産業分野に関する我が国唯一の中核的な試験研究機関として、国の重要な政策や社会的ニーズに貢献。
- ・ 長期の分収林契約の仕組みにより、様々な森林の造成を先導的に実践。長年にわたる豊富な実績に基づき森林整備に係る知見や技術の普及に貢献。
- ・ 火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険の運営を通じ、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に貢献。
- ・ 研究開発、森林整備、森林保険という異なるアプローチを行う業務を包括しており、実務と連携した現場ニーズの把握、研究開発成果の現場実装、技術や業務の高度化等に強み。

◆ 課題

- ・ 森林の多面的機能の総合的且つ高度発揮、確実な再造林や生物多様性・林地保全に配慮した森林整備、丸太の価値を最大化する流通・加工、国産材の需要拡大、森林資源の循環利用等、森林・林業基本計画が目指す姿の実現に向けた課題解決への貢献。
- ・ 業務連携の推進による社会的ニーズの高い課題解決に向けた相乗効果の更なる発揮。
- ・ 法人全体としての機能強化、必要な人材の確保・育成。

（環境変化）

- 人工林の6割が利用期、7年後には8割が利用期を迎える見込み。国産材需要の高まり。
- 気候変動により災害が激甚化・頻発化する中、国土保全機能への期待の高まり。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全への社会的関心の高まり。
- 山村では全国に先行して人口減少や高齢化、林業従事者等の労働力不足が進行。

（中長期目標）

- 環境変動対策の高度化と多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用、多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種等への研究開発の重点化
- 多様な森林の整備を通じた流域保全の取組強化
- 森林保険の被保険者へのサービス向上及び制度の普及と加入促進の一層強化
- 法人の強みをより一層強固なものとする法人全体としての機能強化の推進
- 必要な人材の確保やキャリアパスを考慮した人材育成、人材流動性を高める取組、法人全体としての機能強化に資する人材の育成